

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

施策項目		施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果	資料7 施策の評価
新たに 取り組む べき重点 施策	(1) 建設副産物物流のモニタリング強化	① 民間も含めた受発注者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。	・一部地域(北海道、北陸)において、「建設副産物情報交換システム」計画段階データのうち、直接最終処分予定工事を抽出し工事担当者に最終処分理由を問い合わせるモニタリングを年2回実施している。その結果、主要な原因は、入力(選択)ミスであることが判明した。 ・入力ミスは、廃棄物の搬出先の選択項目に「その他」という曖昧なコードが存在したことが原因であったことから、建設副産物情報交換システムにおける廃棄物の搬出先選択項目から「その他」を削除することにより入力ミスが削減された。	①: 計画通り実施された施策	入力ミス削減により、最終処分量が大幅に減る地方もあった(※)ことから、入力ミスを防止するためシステムを改善することは再資源化・縮減率の向上の一助となると考えられる。 ※北海道において入力ミス訂正により、直接最終処分量が97%減少
		② 建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認するため、建設副産物情報交換システムの改善、データ登録の促進および再生資源利用計画書・実施書マニフェスト届出情報を活用することにより、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、毎年の建設副産物物流のモニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。	・国土交通省及び一部自治体で登録が義務付けられている「建設副産物情報交換システム」の建設副産物処理実績データを用いて、毎年の建設副産物排出量・再資源化等率を把握するための「簡易モニタリング」手法を検討した。 ・「建設副産物情報交換システム」データは偏りがある(建築工事や民間工事の数が少ない)ために、工事種別毎の原単位の作成が困難であり有効な手法を確立できなかった。 ・「建設副産物情報交換システム」データの偏りを補うため「電子マニフェスト」データとの連携によるモニタリング手法確立に向けた取り組みを検討している。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	簡易モニタリングについて、「建設副産物情報交換システム」のデータの偏りから手法の確立には至らなかった。 今後は、電子マニフェスト・建設副産物情報交換システムの連携により、データの偏りを補い、モニタリング手法を確立する必要がある。
		③ 地方公共団体や産業廃棄物業界等の関係者と連携し、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランについて、ストック状況等の物流を把握し、そのデータを基に必要なに応じて利用徹底・拡大を推進する。	・一部地域(関東、近畿、九州)において、全国産業資源循環連合会(産廃協会)との連携により、再生クラッシュランのストック状況等の把握、情報提供の仕組みの構築を試行した。 ・試行においては、情報更新頻度が低く、リアルタイムな情報が提供されるまでには至らなかったことから今後改善が必要。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	一部の地域において仕組みの構築を実施したが、更新頻度などに課題が残った。
	(2) 地域固有の課題解決の促進	① 各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するため、地方公共団体と連携して関係業界と意見交換の場を設け、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に地域固有の課題を抽出し、民間も含めた受発注者とその解決を図る。	・全国10ブロック全てにおいて、各地域毎の「建設リサイクル推進計画」を策定し課題解決に向けた取組を実施した。 ・個別施策の取組確認結果から、一部改善の余地が見られた施策が存在。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	各地方毎に策定された推進計画に基づき、取組を実施できている施策もあったが、今後、一部の施策において改善の必要がある。
	(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進	① 再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、熱エネルギーの回収を促すため、地方公共団体と連携してバイオマス発電などの先進的な導入事例・効果の周知を図る。	・「建設副産物リサイクル広報推進会議」の機関誌「建設リサイクル 2015夏号」において「特集 建設廃棄物のリサイクルを支える中間処理事業とバイオマス発電」を掲載し、導入事例・効果を周知した。	①: 計画通り実施された施策	バイオマス発電の導入事例・効果について周知を行った。 木材の再資源化・縮減率の向上に資すると考えられる。
(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進	① 個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。	・事業の計画・設計段階において発生抑制への取組を徹底するため、平成30年度に「建設リサイクルガイドライン(H14.5.30)の改訂(案)」を検討。計画・設計段階における発生抑制の具体的な検討内容を整理し、設計時のリサイクル計画書に具体的な検討項目を追加することを提案した。 ・建設コンサルタンツ協会を通じて設計会社から意見収集した結果、今後は、工事種類ごとにさらに具体的な検討内容等の整理が必要。 ・建設リサイクルガイドラインの改訂に向けて、改訂(案)の内容などについて、民間も含めた発注者や設計者に対しての協議を検討している。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	設計段階での検討など、発生抑制に大きく影響する施策であり、今後は、工事種類毎に具体的な内容を検討する必要がある。	

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

施策項目		施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果	資料7 施策の評価
新たに取組むべき重点施策	(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	<p>① 建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、建設混合廃棄物の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取り組みを推進する。</p> <p>② 建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分内容の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請し、取り組みを推進する。</p> <p>③ 建設廃棄物の再資源化を推進するため、関係業界との連携の下で個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。</p>	<p>・一部地域(中部、近畿、九州)において、建設混合廃棄物の「現場分別マニュアル」を作成し、地方自治体等へ分別搬出徹底を要請した。</p> <p>・一部地域(北陸、四国、九州)において、協議会構成機関が発注する公共工事を対象とする「簡易型建設副産物実態調査」を実施し、工事現場から最終処分場へ直接搬出している工事について、その理由を確認する「リサイクル阻害要因調査」を実施し、その結果に基づき地方協議会メンバーへ再資源化施設への搬出徹底を要請した。</p> <p>・再資源化・縮減率が高い優良な施設について情報共有を図るため、「建設副産物情報交換システム」に登録されている建設廃棄物再資源化施設を対象として、「処理事業所情報」という既存の項目に「リサイクル率」(販売量/施設からの搬出量)データを入力出来る仕組みを構築した。 ・工事受発注者に対して、再資源化施設の「リサイクル率」データを施設選定に活用するよう要請した。</p>	<p>①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策</p> <p>①: 計画通り実施された施策</p> <p>①: 計画通り実施された施策</p> <p>①: 計画通り実施された施策</p>	<p>一部地域(中部、近畿、九州)において、建設混合廃棄物の「現場分別マニュアル」を作成し、地方自治体等へ分別搬出徹底を要請した。 混合廃棄物の排出率、再資源化・縮減率の向上に寄与すると考えられる。</p> <p>リサイクル阻害要因調査の結果、ヒューマンエラーが多数を占めることが判明し、事例確認の重要性が確認された。これらの調査に基づき、地方協議会メンバーへ再資源化施設への搬出徹底を要請することは、再資源化・縮減率の向上に寄与すると考えられる。</p> <p>「建設副産物情報交換システム」においてリサイクル率の高い施設を把握出来る仕組みを構築。今後は取組内容の周知徹底をする必要がある。</p>
	(6) 建設工事における再生資材の利用促進	<p>① 建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の利用状況に関する新たな指標(再生資材利用率など)を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な民間も含めた受発注者への利用徹底を要請し、利用への取り組みを推進する。</p> <p>② 建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例(自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。</p> <p>③ 資材製造者等の関係者に対して、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。</p>	<p>・「東京都建設リサイクル推進計画(H28.4)」において、新たな指標として「再生砕石利用率」を導入するとともに、民間団体等を対象とした「基準認証」「施設認証」制度を構築し、再生砕石の利用拡大を実施した。 ・再生資材利用率の設定については、一部(東京都のみ)の取組のため、全国展開には至っていない。</p> <p>・「建設工事における建設汚泥リサイクル事例集」(H27.3)を策定し、建設汚泥の先進的な利用事例を周知した。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0307example.htm) ・公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく「建設汚泥から再生した処理土」の調達の実績を把握し、公表した。</p> <p>・東京都では、「再生砕石利用拡大支援要綱」(H29.5)を定め、民間団体等が策定した「再生砕石」の優れた品質基準を環境局が審査のうえ認証する「基準認証」や、認証した基準に沿った再生砕石製造施設を認証する「施設認証」の制度を策定し、民間団体の再生砕石の利用拡大に向けた取組を支援した。 ・全国産業資源循環連合会によって策定、改訂された「建設汚泥リサイクル製品評価のための自主基準」、「建設汚泥リサイクル製品事例集(改訂版)」を全国の建設副産物対策連絡協議会に周知した。 ・再生資材の品質基準や保証方法の確立には至っていない。</p>	<p>②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策</p> <p>①: 計画通り実施された施策</p> <p>②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策</p>	<p>再生資材利用率等の設定に関しては、東京都においては実施されたが、全国展開には至っていない。今後、全国展開を図ることが課題。</p> <p>建設汚泥の利用促進に関して、活用事例集の策定や汚泥処理土の調達実績の公表等を実施することは、透明性の向上になり、関係者のモチベーションの向上に寄与すると考えられる。</p> <p>東京都における、基準認証や施設認証制度の策定、さらに関係団体における自主基準等の全国周知徹底などは効果的であると考えられる。 一方で、明確な基準や保証方法の確立には至っていないのが今後の課題。</p>

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

施策項目		施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果 ①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策	資料 7
					施策の評価
新たに 取り組む べき重点 施策	(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	<p>① 建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。</p> <p>② 建設発生土の内陸受入地での不適切な取扱いを抑制するため、その取扱い等に関する情報を把握するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。</p> <p>③ 建設発生土の不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないようにするための内陸受入地の選定等を努める。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。</p> <p>④ 関係者と連携して、自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について一般市民への理解促進を進める。</p>	<p>・H27より、「建設発生土の官民有効利用マッチング」の試行を開始し、H31.3時点までの約3ヶ年で29件、約27万m³(※)のマッチングを実現した。 ※「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」にて把握している実績 ・H30には、実際のマッチングの適用範囲・関係者の役割・調整方法や実施手順等を盛り込んだ「建設発生土の官民有効利用マッチング運用マニュアル(案)」を作成・公表し、本格運用に向けて試行しているところ。 ・公共、民間ともに、当該取組の認知度が低い。</p>	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	官民有効利用マッチングについて、累積実績も増えてきており、一定の成果は得られている。一方で、制度についての認知度が低く、参加者数が伸び悩んでいるのが今後の課題。
			<p>・内陸受入地での不適切な事案に対して取り組むための基礎的な情報や留意点・アイデアなどを盛り込んだ「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」(H29.8)を作成・公表し、全国の自治体に周知した。 (参考)「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料(国・地方公共団体等内部用)」(H29.8) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0305manual.htm ・不適切な取扱いに関する情報把握システムの構築には至っていない。</p>	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	不適切な事案に対する情報等を盛り込んだ参考資料の作成、公表により、建設発生土の不適切な取扱いに関する情報は周知された。一方で、情報把握のためのシステム構築に関しては今後の課題。
			<p>・一部地域(中部、近畿、九州)において、「建設発生土登録受入地制度の導入手引き」等を作成し、自治体における適正な内陸受入地を選定するためのしくみの構築を促進した。 ・建設発生土の不適切な処理事案の発生、対応、深刻化の防止等に対する情報や留意事項、アイデアなどについて「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」をとりまとめ、地方自治体に周知、HPへの掲載を行った。</p>	①: 計画通り実施された施策	導入の手引きを作成することで、適正な内陸受入地選定の一助となることから、建設発生土の有効利用に寄与すると考えられる。
			<p>・「建設副産物リサイクル広報推進会議」の機関誌「建設リサイクル」において、安全性が適正に評価された自然由来重金属等含有土への対応方法等に関する記事を掲載し、一般市民等への理解促進を図った。 ・「土壌汚染対策法」(H31.4改正)に伴い、取扱いに変更が生じる「自然由来等土壌」への対応として、土木研究所と連携し、「建設工事における自然由来重金属等含有 岩石・土壌への対応マニュアル」の改訂作業を実施している。</p>	①: 計画通り実施された施策	建設リサイクル広報における事例・効果の周知を行うことは、一般市民の理解の促進の一助となったと考えられる。今後は、土壌汚染対策法の改正に伴う建設工事での取扱いについてのマニュアル改訂作業を実施し、更なる理解促進に努めていく必要がある。

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

施策項目		施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果 ①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策	資料7
					施策の評価
引き続き取り組むべき施策	(1) 情報管理と物流	① 効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、建築物等の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)の整備を引き続き促進する。	<p style="text-align: center; border: 1px solid red; color: red;">改善の余地がある部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅履歴情報蓄積活用推進協議会にて、以下を実施。 ・既存住宅の住宅履歴情報の蓄積・活用のための基本ルール等について、主に住宅履歴情報の蓄積・活用を行う情報サービス機関や住宅履歴情報に関連するサービスを提供予定事業者を対象とした、「既存住宅で始める住宅履歴情報の蓄積・活用ガイドライン(素案)」を作成。 ・個々の住宅に関する住宅履歴情報の保管の有無や保管されている情報サービス機関の照会サービスを開始するとともに、各情報サービス機関が保管している情報の種類を一覧表で提供する共通様式を作成。 ・住宅履歴情報の蓄積・活用の推進に向け、「住宅履歴」講習会テキストを作成し、講習会を開催。 	①: 計画通り実施された施策	事業者向けのガイドライン(素案)、共通様式や「住宅履歴」講習会テキストの作成などを実施し、平成31年3月末時点で、履歴情報蓄積件数は360万件超となるなど、効果的であると考えられる。
		② 関係者の協力を得ながら、建設副産物実態調査を定期的実施し、建設リサイクルの取り組み状況の成果を公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設リサイクル推進計画2014」の目標年度である平成30年度竣工工事を対象として、公共工事、民間公益工事、民間工事の受発注者など関係機関の協力の下、建設副産物実態調査を実施し、2019年11月29日に取組状況の暫定値を公表した。 ・「建設リサイクル推進計画2014」策定以降、平成29年3月6日、第11回小委員会を開催し、施策の取組状況等を説明・公表した。 	①: 計画通り実施された施策	建設副産物実態調査の定期的な実施・公表(暫定値)による建設副産物の再資源化状況等の把握・公表は、リサイクル関係者の取組の効果把握に加え、さらなるリサイクル施策への意識向上に資すると考えられる。
	(2) 関係者の連携強化	① 資材製造者、施工者、再資源化業者の各々が有している現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを相互活用できるよう関係者間の連携強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・「3R推進功労者等表彰」(3Rに率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を挙げている者を表彰する制度)の受賞案件について、「建設副産物リサイクル広報推進会議」のHPや機関誌で広報を実施した。 	①: 計画通り実施された施策	3R功労者表彰など、先進的な取組などの情報を周知することは、関係者モチベーション向上の一助となると考えられる。
		② 設計段階でライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進する。民間も含めた受注者に対して同様の対応を働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> ・「官庁施設の環境保全性基準」に基づき長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を図るとともに、直轄の官庁営繕事業における採用事例を収集し、関係者間で共有。 ・公共建築分野全体における長寿命化の促進に資することを目的に、都道府県・政令市とともに、「公共建築分野における長寿命化計画実践資料集」をとりまとめ、国土交通省ホームページで公開。 ・官庁営繕事業における建設副産物対策を含めた総合的な環境対策の取組状況等を「官庁営繕環境報告書」として毎年度とりまとめ、地方公共団体へ情報提供を行うとともに、国土交通省ホームページで公開。 <p>公共建築分野における長寿命化計画実践資料集 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000023.html 官庁営繕環境報告書 https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_green_green_tyousya.htm</p>	①: 計画通り実施された施策	長寿命化等に資する構造や資材について、直轄の官庁営繕事業における採用の促進や、資料集の作成及びHPでの公表などを実施した。これらは、公共建築物の長寿命化等に寄与すると考えられる。
		③ 関係者と連携して、建設リサイクルを円滑に進めるため各々の役割を相互理解しつつ連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行なうとともに優遇措置など各々のニーズを把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域ごとの建設副産物対策連絡協議会幹事会等において、関係者と情報共有、意見交換を実施した。 ・一部地域(近畿)においては、解体業協会、産廃協会等とも意見交換会を毎年開催し、情報共有を図っている。 	①: 計画通り実施された施策	定期的な情報共有・意見交換を行うことは、建設リサイクルにおける連携強化につながり、また、各々のニーズを把握することに寄与すると考えられる。

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

施策項目		施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果 ①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策	資料7 施策の評価
					改善の余地がある部分
引き続き取り組むべき施策	(3) 理解と参画の推進	① 再資源化や適正処理に必要な費用を適正に負担すべきであることについて、民間事業者や一般市民を含めた全ての関係者の理解を深めるため、関係者と連携して、これに資する情報提供や啓発を徹底して実施する。	・建設リサイクル法の概要や建設資材の再資源化及び適正な処理に関する内容について関係機関と連携してホームページやパンフレットで周知等を実施した。	①: 計画通り実施された施策	建設リサイクル法の概要や建設資材の再資源化及び適正な処理に関する内容について、HP及びパンフレットを活用して周知する取組は、民間事業者や一般市民の理解を深めることに寄与すると考えられる。
		② 関係者と連携して、優れた建設リサイクルの取り組み状況について引き続き広く周知等を実施する。	・「3R推進功労者等表彰」において、3Rに率先して取組み顕著な実績を挙げている企業等を国土交通大臣賞として表彰し、さらに「建設副産物リサイクル広報推進会議」のHPや機関誌において質の高い取組事例の紹介を実施した。	①: 計画通り実施された施策	3R表彰の広報により、優れた取組等の情報を周知することで、地方の中小企業のモチベーションが向上し、地方中小企業から表彰候補者が出るなど、理解・参画に寄与すると考えられる。
		③ 関係者と連携して、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施する。	・「建設副産物リサイクル広報推進会議」における機関誌「建設リサイクル」の発行や、3Rポスターの掲示、「建設リサイクル技術発表会・技術展示会」の実施など、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施している。	①: 計画通り実施された施策	機関誌の発行や全国の公共工事発注機関でのポスター掲示など、リサイクルに関する情報を視覚的に訴えることで、建設リサイクルに関する担当者の意識向上による理解促進、再資源化・縮減率の向上にも寄与すると考えられる。
		④ 関係者と連携して、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施する。	・建設リサイクルの取組への理解促進のため、開催地の建設業協会、建設manifest販売センター、(協賛)建設6団体副産物対策協議会等において継続的に実施されている「建設廃棄物の適正処理に係る講習会」の後援を毎年実施している。 ・講習会に関し、広報推進会議HPやニュースメールにより、情報を提供した。	①: 計画通り実施された施策	平成20年度より開催していた講習会は、建設業協会の要請等により、開催回数が増え、全国25箇所で開催した。受講者数は2,121名にのぼるなど、建設リサイクルの取組への理解促進に寄与すると考えられる。
	(4) 建設リサイクル市場の育成	① 解体工事における技術者の確保、現場作業員の育成およびコンプライアンスの遵守など、解体工事業の適正な施工体制の確保に努める。	・建設業法に基づく解体工事業の新設(平成28年6月1日施行)に合わせ、その許可要件及び配置技術者として必要な技術・知識を有する技術者要件を定めた。 ・登録解体工事講習実施機関及び試験実施機関を指定し、技術者を育成している。	①: 計画通り実施された施策	建設業法に基づく業種区分への「解体工事業」の新設により、従事する技術者の要件を定めた。技術者への定期的な講習等により、解体工事業の適正な施工体制が確保されると考えられる。
		② 地方公共団体と連携して、質の高い建設リサイクルを推進している企業の取り組みについて情報を収集・発進する。	・「3R推進功労者等表彰」において、3Rに率先して取組み顕著な実績を挙げている企業等を国土交通大臣賞として表彰した。 ・「建設副産物リサイクル広報推進会議」のHPや機関誌において質の高い取組事例を紹介した。	①: 計画通り実施された施策	3R表彰の広報により、優れた取組等の情報を周知・共有することで、建設リサイクル担当者の意識向上及び理解が進み、建設リサイクル市場の育成に寄与すると考えられる。

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

	施策項目	施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果	資料7 施策の評価
				①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策	
引き続き取り組むべき施策		③ 総合評価落札方式やVE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進する。他の公共事業発注者に対して同様の対応を働きかける。	・国土交通省直轄工事において総合評価落札方式やVE方式等の入札契約方式を活用するとともに地方公共団体に対しても総合評価落札方式が普及するよう地域発注者協議会等を通じて連携・支援。	①: 計画通り実施された施策	近年、総合評価落札方式の適用率は件数ベースで99%以上であり、ほぼ100%の適用状況となっており、効果が発現していると考えられる。
	(5) 技術開発等の促進	① CIM(コンストラクション・インフォメーション・モデリング)やLCA(ライフ・サイクル・アセスメント)等の近年開発されている新技術について、建設リサイクルの実務における活用を促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	・NETISや「3R推進功労者等表彰」を通じて、建設リサイクルの実務における新技術の活用方法を周知した。なお、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領(H18.7制定、最新改正H30.5)に基づき、NETISに登録または登録された新技術の活用は、建設工事における設計・入札契約・施行・完成時・完成後に活用の効果に応じて総合評価落札方式や工事成績評定での加点の対象となるなど、様々な利点がある。 NETIS新技術情報提供システム http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Explanation/MainExplanation.asp	①: 計画通り実施された施策	・NETISや3R表彰等の広報を推進した結果、現在196件のリサイクル関係技術がNETIS登録されている。 ・2014年度以降、現場活用が増えたことにより、技術評価が行われるとともに現場での新技術活用も増加しており、総合評価落札方式や工事成績評定の加点対象となる「有用な技術」に13技術が選定され、リサイクル関連新技術の活用の促進に資すると考えられる。
		② 建設廃棄物の潜在的な資源価値に着目しながら建設廃棄物のカスケード利用(例えば建設発生木材の場合マテリアル利用したうえで次にサーマル利用するなど、資源を段階的に最大限利用すること)を推進する。関係者に対して同様の対応を働きかける。	・建設発生木材の利用状況に関する実態調査を行い、カスケード利用フロー図を作成。 ・ 関係者への周知等について検討中	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	建設発生木材のカスケードフロー図作成は、建設廃棄物の潜在的な資源価値の理解促進の一助となると考えられるが、関係者に対する周知・促進には至っていないのが今後の課題。
		③ 建設リサイクル分野のNETISの活用による民間企業の技術開発の促進と開発された技術が広く活用されるための仕組みの検討・構築を行う。	(再掲) ・「公共工事等における新技術活用システム」実施要領(H18.7制定、最新改正H30.5)に基づき、NETISに登録または登録された新技術を活用することにより、建設工事における設計・入札契約・施行・完成時・完成後に活用の効果に応じて総合評価落札方式や工事成績評定での加点の対象となるなど、様々な利点がある。 NETIS新技術情報提供システム http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Explanation/MainExplanation.asp	①: 計画通り実施された施策	(再掲) ・NETISや3R表彰等の広報を推進した結果、現在196件のリサイクル関係技術がNETIS登録されている。 ・2014年度以降、現場活用が増えたことにより、技術評価が行われるとともに現場での新技術活用も増加しており、総合評価落札方式や工事成績評定の加点対象となる「有用な技術」に13技術が選定され、リサイクル関連新技術の活用の促進に資すると考えられる。
	④ 建設廃棄物の建設産業以外の需要拡大をするための技術開発について引き続き取り組むよう、再資源化業者等の民間企業に働きかける。	・「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル」(H24.3)に基づき、適正に現場分別された廃石膏ボードから製造された再生石膏粉について、環境省及び再資源化業者等関係者等とともに建設産業以外での有効利用も対象とした品質管理方法等を検討。	①: 計画通り実施された施策	関係団体と連携して、再生石膏粉の有効利用ガイドラインを作成することは、民間企業のリサイクルへの意識向上にもつながり、建設廃棄物の再生品の需要拡大に資すると考えられる。	

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

施策項目		施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果	資料7 施策の評価
引き続き取り組むべき施策		⑤ 建設副産物のリサイクル等に資する試験研究に対する支援を引き続き行う。	・試験研究に対する研究開発税制の継続。 (R1年度税制改正要望あり)		①: 計画通り実施された施策
	(6) 発生抑制	① 各社会資本の長寿命化を図る事が結果として建設副産物の発生抑制にも通ずることから、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	・国土交通省においては、インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、計画的な維持管理・更新を実施している。また、各管理者においては、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の対策内容や対策費用等を定めた、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定してきたところであり、この計画に基づき計画的な維持管理・更新を実施してきている。さらに、国土交通省としては、インフラの大部分を所管する地方公共団体に対して、各種財政的支援や技術的支援を実施している。 ・平成30年に、国土交通省が所管するインフラを対象として、今後30年後までの維持管理・更新費の推計を実施した。インフラに不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」へ転換することが重要であることについて、推計結果を示しつつ周知している。	①: 計画通り実施された施策	・国土交通省においては、インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、計画的な維持管理・更新を実施しており、各管理者においては個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定してきたところであり、この計画に基づき計画的な維持管理・更新を実施してきている。また、インフラの大部分を所管する地方公共団体に対しては、各種財政的支援や技術的支援を実施している。さらに、「事後保全」から「予防保全」へ転換することの重要性を具体的な推計結果を示しつつ周知しており、効果的な施策である。
		② 引き続き住宅の長寿命化(200年住宅)を推進し、超長期住宅の普及を図る。	・「長期優良住宅の制度普及に関する調査検討」を平成29年度から実施している。認定取得の隘路となっている技術基準・手続き、流通市場での評価について、認定取得率の低い中小事業者を中心にヒアリング等の調査を実施した。 ・長期優良住宅制度に対する評価や課題を整理し、長期優良住宅のさらなる普及促進に向けた取組の方向性について検討することを目的に、平成30年11月より長期優良住宅制度のあり方に関する検討会を開催した。	①: 計画通り実施された施策	認定取得率の低い中小事業者を中心に実施したヒアリングの結果等を踏まえた検討会を開催・資料公表することにより、長期優良住宅制度普及の一助となり、H31.3時点で、長期優良住宅認定の取得数が累計で100万戸超となるなど、効果的であると考えられる。
		③ 既存建築物の物理的劣化や社会的な機能劣化に対処しつつ、民間等に率先して既存ストック有効活用を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	・官庁施設の適正な保全に資するため、各官庁施設の維持管理情報を管理できる「官庁施設情報管理情報管理システム(BIMMS-N)」の活用を推進。また、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)について同システムを活用して策定できるよう、「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」(平成28年4月改定)を作成し、計画的な修繕計画の作成を促進。 ・公共建築分野全体における長寿命化の促進に資することを目的に、都道府県・政令市とともに、「公共建築分野における長寿命化計画実践資料集」をとりまとめ、国土交通省ホームページで公開。 公共建築分野における長寿命化計画実践資料集 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000023.html	①: 計画通り実施された施策	官庁施設の適正な保全の推進などの取組に加え、地方公共団体と連携して事例集等を作成しHPで公表するなど、公共建築物の既存ストックの有効活用に寄与すると考えられる。
(7) 現場分別	① 解体工事現場での作業内容の透明化を確保し、施工の適正化を引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	・解体工事における分別解体等の施工方法については、建設リサイクル法施行規則においてパンフレット等を用いて、解体工事の作業工程等についての周知した。	①: 計画通り実施された施策	施工の適正化を引き続き促進するため、パンフレット等の活用による作業工程等の周知などにより、建設リサイクル法に基づいた施工の適正化の促進に寄与すると考えられる。	

改善の余地がある部分

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

	施策項目	施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果	資料7 施策の評価
				①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策	
引き続き取り組むべき施策		② 現場分別の実効性を向上させるため、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを普及・活用するとともに、施工者による現場作業員の教育強化を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	(再掲) ・一部地域(中部、近畿、九州)において、建設混合廃棄物の「現場分別マニュアル」を作成し、地方自治体等へ分別搬出徹底を要請した。	①: 計画通り実施された施策	(再掲) 一部地域(中部、近畿、九州)において、建設混合廃棄物の「現場分別マニュアル」を作成し、地方自治体等へ分別搬出徹底を要請した。 混合廃棄物の排出率、再資源化・縮減率の向上に寄与すると考えられる。
		③ 小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行なう小口巡回回収システムを効果的に導入している先進事例を把握・周知する事により関係者の導入意欲を促進する。	・「建設副産物リサイクル広報推進会議」の広報誌「建設リサイクル」(2017年春号)において、民間企業における「建設再生資源の巡回回収システム開発」記事を掲載し、先進事例を周知。	①: 計画通り実施された施策	中小規模現場の課題に向けた効率的な運搬手法についての広報実施は、関係者に対する先進的な取組導入促進に資すると考えられる。
		④ 引き続き適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等を充実させる。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	・毎年2回、環境省・地方自治体と連携した全国一斉巡回を実施し、適正な分別解体の実施を要請している。	①: 計画通り実施された施策	年2回の定期的な全国一斉パトロール(解体工事現場への立入り検査等)の実施による制度の普及啓発・指導は、混合廃棄物の排出率、再資源化・縮減率の向上に寄与すると考えられる。
(8) 再資源化・縮減	① 建設混合廃棄物の排出削減や再資源化を推進するため、優遇措置についてニーズを把握する。	・関係業界団体に建設リサイクル法に関するアンケートやヒアリングを実施した。	①: 計画通り実施された施策	アンケート等による関係業界団体及び地方公共団体のニーズ把握は、建設混合廃棄物の排出抑制や再資源化の推進に資すると考えられる。	
	② 廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するための取り組みについて実施状況等を把握しつつ引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	・「廃石膏ボードの現場分別解体マニュアル」や関係者が実施している講演会等を通じて廃石膏ボードの適正な分別解体方法について普及・周知した。 詳細:「廃石膏ボードの現場分別解体マニュアル」(H24.3)国土交通省 掲載URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/sekkou.htm	①: 計画通り実施された施策	「廃石膏ボードの現場分別解体マニュアル」の配布や関係者が実施している講演会等を通じて廃石膏ボードの適正な分別解体方法について周知することは、関係者の取組を把握するとともに廃石膏ボードの再生利用に寄与すると考えられる。 また、マニュアルを作成することにより地方公共団体のみならず建設業界への普及にも資すると考えられる。	
(9) 適正処理	① 建設工事における産業廃棄物の取扱いの透明性を確保するため、民間も含めた受発注者と連携して電子マニフェストの普及を促進する。	・環境省や(公財)日本産業廃棄物処理振興センターと連携し、電子マニフェストと、建設副産物情報交換システムとの連携の取組を実施し、両システムの利便性を向上することによる普及促進を図った。 ・環境省等と連携し、今後は、さらなる普及促進のため、電子マニフェスト利用におけるインセンティブ付与等の方策を検討している。	①: 計画通り実施された施策	電子マニフェストと建設副産物情報交換システムとの連携等による、両システムの利便性向上は、廃棄物の適正処理に寄与する効果的な取組である。	

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

		施策項目	施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果	資料7 施策の評価
				改善の余地がある部分	①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策	
引き続き取り組むべき施策			② 地方公共団体と連携して、建設業者による不法投棄、不適正処理を抑制するため、指導・監督を徹底する。	(再掲) ・毎年2回、環境省・地方自治体と連携した全国一斉巡回を実施し、不適正処理抑制の指導を実施した。	①: 計画通り実施された施策	(再掲) 年2回の定期的な全国一斉パトロール(解体工事現場への立入り検査等)の実施による制度の普及啓発・指導は、混合廃棄物の排出率、再資源化・縮減率の向上に寄与すると考えられる。
			③ 地方公共団体と連携して、非飛散性石綿含有建材やCCA処理木材、PCB廃棄物等の適正処理の周知・徹底を行う。	・非飛散性石綿含有建材、CCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材、PCB廃棄物等の有害物質の適正処理をポスターやパンフレットで周知している。	①: 計画通り実施された施策	他省庁および地方公共団体と連携した周知は、有害物質の適正処理の徹底に寄与すると考えられる。
			④ 自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について普及促進を図るとともに必要に応じて見直しを行う。	・「建設副産物リサイクル広報推進会議」における機関誌「建設リサイクル」において、自然由来の重金属等を含む発生土(自然由来重金属等含有土)への対応方法などについて事例を紹介した。 ・自然由来重金属等含有土に対する対応実績や改正土壌汚染対策法の内容の「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル」への反映について検討している。	①: 計画通り実施された施策	建設リサイクル広報における事例・効果の周知は、適正な処理に資すると考えられる。さらに土壌汚染対策法の改正に伴う建設工事での取扱いについてのマニュアル改訂作業を実施中。
(10)	再使用・再生資材の利用		① 建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再使用を促進する。関係者に対しても同様の対応を働きかける。	・建設分野における再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)をより促進するため、建設資材等の再使用実績や、再生資材の品質基準についての実態調査を実施した。 ・再使用を促進するための働きかけまでは出来ていない。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	再使用(リユース)の促進に向けて、再使用に関する実績や品質などについての実態調査を実施。関係者への周知は今後の課題。
			② 他産業副産物についても、地域の実情に応じて、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、また有害物質の含有・溶出に関する品質・影響等も考慮しながら、グリーン調達に基づき、建設工事での有効利用を引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	・他産業副産物について、地域の実情に応じて、建設副産物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、また有害物質の含有・溶出に関する品質・影響等も考慮しながら、グリーン調達に基づき、建設工事での利用実績を把握し、公表した。	①: 計画通り実施された施策	毎年度、特定調達品目(公共工事)調達実績を公表し、建設工事における有効利用を促進することは効果的であると考えられる。
			③ 地方公共団体と連携して、民間も含めた受注者による建設工事における再生クラッシュラン(再生骨材コンクリートへの利用も含む)の先進的な利用事例やその品質確保方法を収集・広く周知する事により、官民における利用を促進する。	・「建設副産物リサイクル広報推進会議」の機関誌「建設リサイクル」(2017秋号)において、「東京都における再生砕石利用拡大の取組について」および「東京ブランド“粋な”えこ石の品質管理のしくみと建設リサイクルのこれから」の記事を掲載し、先進事例や品質確保方法等を周知した。 ・広報誌による周知はできているものの、依然として再生クラッシュランの利用促進には至っていない。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	東京都で実施している再生砕石利用拡大の取組について建設リサイクル広報誌で周知することにより、先進事例などを把握。一方、これらの取組は全国には展開されておらず、全国展開を図ることが今後の課題。
			④ 中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適宜設計に織り込んで需給バランスの改善を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	・「建設発生土情報交換システム」を用いて中期的な工事も含めて工事間利用調整を実施した。 ・一部地域(近畿)では、建設副産物対策連絡協議会の公共機関を対象として建設事業の中長期の計画検討、調整段階から建設発生土の工事間利用調整を行う「大規模事業の工事間利用調整」を実施。 ・毎年度の利用調整(短期)の実施は徹底出来ている。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策	短期的な利用調整については全国的に実施されているが、一方で中期的な調整に関しては、一部地域(近畿)では実施しているものの、取組について全国展開を図ることが今後の課題。

「建設リサイクル推進計画2014」施策実施状況一覧

	施策項目	施策の具体的内容	施策の実施状況	施策の実施結果 ①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策	資料7
					施策の評価
引き続き取り組むべき施策		⑤ 工事発注予定の事業箇所について、自らの工事で将来的に用いる建設発生土のストックヤードとしての活用を促進する。他の公共工事の発注者に対して同様の対応を働きかける。	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">改善の余地がある部分</div> <p>・「建設発生土の官民有効利用マッチング」において、道路事業予定地をストックヤードとして活用した工事間利用を実現した。 ・引き続き、事業予定地のストックヤードとしての活用を促進している。</p>	①: 計画通り実施された施策	官民有効利用マッチングも含め、工事予定箇所への建設発生土の仮置き等を実施することは、受入時期などの問題で有効利用できない建設発生土についての有効利用向上に寄与すると考えられる。
		⑥ 港湾工事で発生する浚渫土砂の有効利用にあたっては、干潟や浅場造成等の自然再生への活用を積極的に推進する。	・港湾整備により発生した浚渫土砂等を活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋め戻しなどを青森港、阪南港等において実施。	①: 計画通り実施された施策	浚渫土砂の有効利用は、効果的であると考えられる。
		⑦ 災害廃棄物及び津波堆積物由来の再生資材について、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、建設工事において有効利用が図られるようにする。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。	<p>・巨大地震に伴い発生する膨大な量の災害廃棄物や津波堆積物由来の再生建材を復旧や復興、その他インフラ整備に係る建設資材(復興資材)へ活用するため「災害廃棄物等処理・活用事例集」(H27.2)を作成し、HPで公表した。</p> <p>詳細:「災害廃棄物等処理・活用事例集」(H27.3)国土交通省掲載URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0307example.htm</p>	①: 計画通り実施された施策	災害廃棄物等処理・活用事例集の作成・公表は、災害廃棄物処理の一助となり、今後の災害廃棄物由来の再生資材の利用に寄与すると考えられる。